

シンボルツリーを植えますか

家のシンボルとして玄関先に新たに木を植える方に
樹木を配布します。



お問い合わせ先 逗子市役所2階 緑政課
電話 046-873-1111 内線 467,468
eメール ryokusei@city.zushi.kanagawa.jp

シンボルツリーとは・・・家のシンボルとして玄関先に配置する高さ 1.5m以上の中・高木の樹木のこと。

【対象者】

市内に住所を有し、かつ市内に住宅を所有し、新たにシンボルツリーを設置しようとする方。

【条件】 次の項目に全て該当すること

- 道路に接している住宅の主たる玄関側であること。
- 道路に接している場所から3m以内の敷地であること。(ただし、道路、隣地境界から1m以上離すこと。)
- 道路から樹木全体が見渡せること。
- 敷地の地面に直接植栽することが可能なこと。
- 近隣の迷惑にならないこと。
- 玄関側の敷地内に他の中高木がないこと。
- 植え付け後、完成届を提出できる方。
- シンボルツリーを大切に育てていただける方。

※道路・・・幅員が4m以上ある公道（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなす道路（2項道路）を含む。）

【注意事項】

- 配布本数は1住宅1本です。
- 現物の支給のみですので、植栽はご自身の負担となります。
- 植替え、補植は対象となりません。
- 配布を受けた苗木は、水やり・植栽等、適切な管理をして下さい。（*枯れてしまった場合の補償はしておりませんのでご了承ください。）
- 樹木を植え付け後、生垣完成写真を添付した完成届を提出していただきます。
- 緑地協定や条例等で緑地率が定められている場合は、配布樹木を算定に加えることはできません。

【申込み方法】

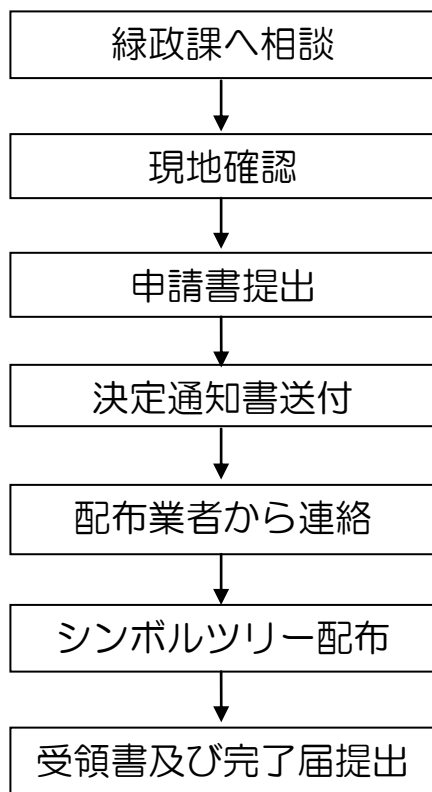
条件に全て当てはまった場合は、助成の対象となる可能性があります。緑政課で現地を確認しますので、申請書を提出する前に緑政課にご相談ください。

【配布樹木】

- 常緑広葉樹：キンモクセイ、モチ、サカキ、サザンカ、ソヨゴ、シラカシ、アラカシ、ツバキ、トキワマンサク、モッコク、ヒイラギ、常緑ヤマボウシ、ミモザ等
 - 落葉樹：アカシデ、アオダモ、アオハダ、イロハモミジ、エゴノキ、シャラ、ジュンベリー、ダンコウバイ、ハナミズキ、ヒメシャラ、ヤマボウシ等
- ※配布する樹木の高さは約1mから約1.5mです。

（樹種により異なります。）

【シンボルツリー助成の流れ】



大切に育ててください！

